

○農林省令第二十九号

農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)第二十二條の五第四項、第二十七條第四項、第五十六條第四項、第六十九條第二項及び第七十條第二項、植物防疫法(昭和二十五年法律第五百十一号)第六條第二項、第七條第一項第一号、第八條第七項、第十六條の二第一項、第十六條の三第一項、第十八條第一項及び第二十二條第一項、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七條第一項第十六号、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第四條第一項、第七條(同法第三十條第二項及び第三十一條第三項において準用する場合を含む。)、第十一條、第十二條第一項、第二十八條、第三十六條第一項第一号及び第三十八條、飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第十五條の二、沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第四十二号)第二項、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)第四十八條第二項、林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十條第二項、第十七條第一項及び第二十三條、国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八号)第三條第一項第一号並びに外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二條第一項の規定に基づき、並びに植物防疫法、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)及び漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)を実施するため、並びに沖縄の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第三十号)の施行に伴い、沖縄の復興に伴う農林省令の改廃に関する省令を次のように定める。

昭和四十七年五月十三日

沖縄の復興に伴う農林省令の改廃に関する省令

農林大臣 赤城 宗徳

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十五条)」を「第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十五条)」に改める。

第三十二条(第三十五条の二―第三十五条の十)に改める。

第一条第一項中「又は法第十五条第二項」を「、法第十五条第二項、法第十六条の二第二項又は法第十六条の三第二項」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第六条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「茶花」の下に「、那覇、泊、平良、石垣」を加え、同項第二号中「笠利」の下に「、那覇、嘉手納」を加える。

第九条の見出しを「(輸入禁止地域及び輸入禁止植物)」に改め、同条中「別表の通り」を「別表一のとおり」に改める。

第十四条中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一号を加える。

四 さとうきびの生葉及び地下部
第二十四条第一項第二号中「十二月三十一日」の下に「、沖縄県の区域内においては十一月三十日」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止

(移動制限地域及び移動制限植物)

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物を別表二のとおり定める。

(移動制限植物等の移動制限の例外)

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面(第二十二号の二様式)(第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。)を添付して移動する場合

二 別表二の三の項の植物の欄に掲げる植物及びその容器包装を同項の地域の欄に掲げる地域から久米島、宮古群島又は八重山群島へ移動する場合

2 前項第一号の許可を受けようとする者は、その者の住所を管轄する植物防疫所を経由して農林大臣に移動制限植物等移動許可申請書(第二十二号の三様式)を提出しなければならない。

3 農林大臣は、第一項第一号の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、別表二の一の項の地域の欄に掲げる地域内にあるとが、すいか及びかぼちやの生果実並びにこれらの容器包装について行なう。

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。ただし、当該植物及びその容器包装の所在地で移動検査を受けた旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行なうことができる。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物及びその容器包装を移動しようとする日の二日前まで(前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日間まで)に植物防疫官に検査申請書(第二十二号の四様式)を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の有害植物又は有害植物が附着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装にウリミバエが附着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書(第二十二号の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二号の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二号の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二号の八様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認(以下この条において「消毒の確認」という。)は、別表二の地域の欄に掲げる地域内にあるトマト、パパイア、りんしゆみかん、けらじみかん、ポンカン、タンカン、すもも、ばんじろり及びくだものといけいその生果実並びにこれらの容器包装について行なう。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書(第二十二号の九様式)を提出しなければならない。

別表四

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物)
一 北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を含む)小笠原諸島	かんきつ類(うんしゅうみかん、けらしまかん、ポンカン及びタンカンを除く)、わんびびわ、もも、さくら、いちじく、がじゅまる、りゅうかん、れいし、ごれんし、きばんさくろ、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうしゅ、サントール、てりはく、ももたま、かき、植物、なす、植物、はくの木、植物、マンゴウ、植物、なつめ、植物、とけいそう、植物、くふもとのとけいそうを除く、あかつく、植物、ふともとのとけいそうを除く、いし、植物、ふんき、植物及びとうがらし、植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	ミカンコミバエ
二 久米島、宮古島、八重山群島	さつまいも、植物、あさがお、植物及びひるがお、植物の生果実及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
三 口永良部島、北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)小笠原諸島	さつまいも、植物、あさがお、植物及びひるがお、植物の生果実及び生塊根等の地下部	アリモドキゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)	さつまいも、植物の生果実及び生塊根等の地下部	サツマイモノメイガ

別表五

地 域	有 害 動 物
一 北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を含む)小笠原諸島	ミカンコミバエ、イモゾウムシ及びアフリカマイマイ
二 久米島、宮古群島、八重山群島	ウリミバエ

三 口永良部島、北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)小笠原諸島	アリモドキゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)	サツマイモノメイガ

第二号様式中「禁止品輸入許可申請書」を「輸入禁止品輸入許可申請書」に改める。
 第四号様式中「植物、禁止品等輸入検査申請書」を「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」に改める。
 第二十二号様式の次に次の十四様式を加える。
 第二十二号の二様式

第 号
年 月 日

移動制限植物等移動許可証

下記.....は、植物防疫法施行規則第35条の3第1項第1号の許可を受けたものであることを証明する。

普通名称及び学名
 種類及び数量
 産地
 容器包装の種類
 許可申請者の住所及び氏名
 荷送人の住所及び氏名
 移動の条件

農 林 省

第二十二号の三様式

移動制限植物等移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく.....植物防疫所を經由して申請します。

年 月 日

農林大臣 殿

氏 名

住所

職業

⑨

植物等の普通名称及び学名	
種数及び数量	
産地	
容器包装の種類	
移動の方法	

……植物防疫所(……支所又は出張所) 植物防疫官 殿

消毒予定月日及び消毒場所	
積載(機)名及び積出予定月日	
積出予定港	
陸揚予定港	
荷送人の住所及び氏名	
荷受人の住所及び氏名	
容器包装の種類	
植物の種類	
種類	
数	
数	
重量	
産地	
備考	

第二十二号の十三様式

第 号

移動制限植物等消毒確認証明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

③

下記植物等について、植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。

植物の種類、種数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

消毒 年 月 日

第二十二号の十一様式

移動制限植物等消毒確認証票

植物の種類

数 量

容器包装の種類

消毒の方法

この……について植物防疫法第16条の2

第1項の消毒の確認をしたことを証明す

る。

年 月 日

——植物防疫所(……支所又は出張所)

6.4センチメートル

9.1センチメートル

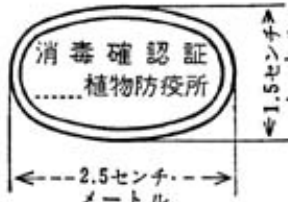
第二十二号の十三様式



備考

- (1) ——には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、消毒確認年月日を記入すること。

第二十二号の十三様式



備考

——には、植物防疫所の名称を記入すること。

移動禁止植物等移動許可申請書

下記のとおりに移動したいので許可願いたく——植物防疫所を経由して申請します。

住 所

職 業

氏 名

④

年 月 日

農林大臣 殿

植物等の普通名称及び学名	種数及び数量・属	産地
容器包装の種類		
移動の方法		
移動の目的		
移動予定年月日		
荷送人の住所・氏名・職業		
荷受人の住所・氏名・職業		
移動後の管理の場所その他の管理方法		
移動後の管理責任者		
利用期間及び利用後の処理方法		
その他参考となるべき事項		

第三十二号の十五條試

第 号
年 月 日

移 動 禁 止 植 物 等 移 動 許 可 証

下記.....は、植物防疫法第16条の3第1項ただし書の許可を得たものであること
を証明する。 農 林 省

普通名称及び学名
種類及び数量
産地
容器包装の種類
許可申請者の住所及び氏名
荷送人の住所及び氏名

附 則

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。